

競争入札参加資格審査申請書
記載要領

青 森 県 佐 井 村

1 基準日

申請資料の記載事項の基準日は、

- ・建設工事においては、競争参加資格審査の申請をしようとする日の直前に受けた経営事項審査の審査基準日（ただし、「営業所一覧表」については申請日現在）とすること。
- ・建設工事以外の測量・建設コンサルタント等及び物品製造・役務の提供等においては、競争参加資格審査の申請をしようとする日の直前の営業年度の終了日（ただし、「営業所一覧表」については申請日現在）とすること。

2 標準様式の形式

標準様式の形式（Excel形式）については、形式を変更せずに使用すること。

※ただし、添付書類についてはPDF等ほかの様式での提出を認めます。

3 各シートの作成方法

（1）英数字については、半角で入力すること。

（2）「01 新規・更新」欄には、該当する申請区分に「○」を記載すること。

なお、「新規」とは、申請先地方公共団体に対して過去に一度も申請を行っておらず初めて申請をする場合又は過去に何度か申請したことがあっても、前回の申請を行っていない場合をいうこと。

（3）「法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第39条第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けた者について、国税庁長官から通知された13桁の法人番号を記載すること。なお、個人の場合など、法人番号の通知を受けていない場合には記載を要しないこと。

（4）「04 商号又は名称」欄における株式会社等法人の種類を表わす文字については、下表の略号を用いること。

なお、下表の区分に該当しない法人については、共通様式上の略号を記載する（ ）を空欄とし、右欄に略称表記をせずに記載すること。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合	経常建設共同企業体
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)	(共)
種類	一般財団法人	一般社団法人	公益財団法人	公益社団法人	特例財団法人	特例社団法人				
略号	(一財)	(一社)	(公財)	(公社)	(特財)	(特社)				

（5）「06 代表者氏名」欄について、ミドルネームを持つ申請者については、「姓」欄にラストネーム、「名」欄にファーストネーム及びミドルネームを記載すること。また、この方法によることができない場合には、全てを「姓」欄に記載すること。

なお、本標準様式におけるその他の氏名欄についても同様に記載すること。

（6）「07 本社（店）電話番号」欄及び「12 担当者電話番号」（必要があれば内線番号）欄における市外局番、市内局番及び番号については、（ ）を用いずに、数字のみを記載すること。

（7）「08 本社（店）メールアドレス」欄については、佐井村総務課管財係からの種々の連絡に対応でき得るアドレスを記載すること。

（8）「13 代理申請時使用欄」は、行政書士が代理申請する場合に使用すること。なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要であること。

4 業種他シートの作成方法【建設工事】

- (1) 「営業年数」欄には、申請日の直近の総合評定値通知書における営業年数（1年未満切り捨て）を記載すること。
- (2) 「総職員数」欄について、技術職員、事務職員、その他の職員、それ以外の職員数で法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものの合計人数を記載すること。
- (3) 「①建設業許可区分」欄について、建設業法第3条第1項第1号に掲げる者に係る同項の許可（以下、「一般建設業の許可」という。）を受けている場合には「1」と、同項第2号に掲げる者に係る同項の許可（以下、「特定建設業の許可」という。）を受けている場合には「2」と記載すること。
- (4) 「② 希望工種」欄については、29業種のうち、登録を希望する業種を記載すること。（最大10個まで）
- (5) 「③ 総合評定値」欄には、総合評定値通知書における「総合評定値」を記載すること。
- (6) 「④ 完成工事高」欄には、上記許可を受けている業種ごとに完成工事高（消費税を含まない金額。以下本項目において同じ。）を記載すること。個人企業から会社組織に移行した場合又は他の企業を吸収した場合等にあっては、移行前の企業体又は吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている工事業に係るものに限る。）を含めた完成工事高を記載すること。

また、共同企業体の場合は各構成員の完成工事高の合計金額を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の完成工事高合計金額をそれぞれ記載すること。

なお、「② 年間平均完成工事高」とは、総合評定値通知書における「年平均」と同じである。

5 各シートの作成方法【測量・建設コンサルタント等】

- (1) 業種他シート「4 希望業種に係る業務実績高」の各欄については、次により記載すること。
- ・「直前2年度分決算」及び「直前1年度分決算」の「 年 月から 年 月まで」と記載された欄に、該当する決算期の年月を記載すること。
 - ・「直前2年度分決算」欄に審査基準日直前1年度分決算の前の決算による実績高を、「直前1年度分決算」欄に審査基準日直前の決算による実績高を、それぞれ登録を希望する業種ごとに記載すること（百円単位は四捨五入）。登録を希望する業種以外の業種に係る実績高がある場合には、これを「合計」欄の上欄に「その他」として計上したうえで、これを含めた合計額を記載すること。
 - ・建設工事、物品の製造・販売、役務の提供等の実績は含めないこと。この他に、他の資格を有しており、当該実績高を計上している場合は、その実績についても含めないこと。
 - ・決算が1事業年度1回の場合には、「直前2年度分決算」及び「直前1年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうち右欄のみに記載すること。
 - ・個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあっては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績を記載すること。
- (2) 様式第1－3号シート「有資格者調書」については、次項表の右欄に掲げる有資格者の数をそれぞれ該当する欄に記載し、同表「その他」の欄に掲げる職員数については記入欄を追加し当該免許等の名称とともに記載すること。
- 記載する有資格者数は自社の常勤職員のみとし、非常勤職員、友好・協力関係にある別企業の職員等は記載しないこと。

免許等の名称	有資格者
構造設計一級建築士	一級建築士として5年以上構造設計の業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習の課程を修了した者（新建築士法の施行前においてもその実施が認められている講習（いわゆる「みなし講習」）受講者を含む。）
設備設計一級建築士	一級建築士として5年以上設備設計の業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習の課程を修了した者（新建築士法の施行前においてもその実施が認められている講習（いわゆる「みなし講習」）受講者を含む。）
一級建築士	建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の免許を受けている者
二級建築士	建築士法による二級建築士の免許を受けている者
建築設備士	建築士法に基づく建築設備資格者を定める告示（昭和60年建設省告示第1526号）による建築設備士の登録を受けている者
建築積算資格者	社団法人日本建築積算協会の行う建築積算資格者試験に合格し、登録を受けている者
一級土木施工管理技士	建設業法による技術検定のうち検定種目を土木施工管理とするものの一級に合格した者
二級土木施工管理技士	建設業法による技術検定のうち検定種目を土木施工管理とするものの二級に合格した者
測量士	測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の登録を受けている者
測量士補	測量法による測量士補の登録を受けている者
環境計量士	計量法（平成4年法律第51号）による環境計量士の登録を受けている者
不動産鑑定士	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者
不動産鑑定士補	不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士補の登録を受けている者
技術士	技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち、技術部門を総合技術監理部門（選択科目を下記部門の選択科目（記載のない部門は全ての選択科目）とするものに限る。）に合格した者
	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を建設部門（選択科目を「土質及び基礎」とするものを除く。）とするものに合格した者
	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者
	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者
	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を上下水道部門とするものに合格した者
	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を衛生工学部門とするものに合格した者
	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を電気・電子部門とするものに合格した者
	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を機械部門とするものに合格した者
	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を情報工学部門とするものに合格した者
地質調査	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を建設部門（選択科目を

	「土質及び基礎」とするものに限る。) 又は応用理学部門（選択科目を「地質」とするものに限る。）とするものに合格した者
第一種電気主任技術者	電気事業法（昭和39年法律第170号）による第1種電気主任技術者の免状の交付を受けている者
伝送交換主任技術者	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者
線路主任技術者	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による路線主任技術者資格者証の交付を受けている者
A P E C エンジニア	A P E C エンジニアとして登録され、登録証の交付を受けている者
R C C M	一般社団法人建設コンサルタント協会の行うR C C M資格試験に合格し、登録を受けている者
地質調査技士	一般社団法人地質調査業協会連合会の地質調査技士登録証の交付を受けている者
補償業務管理士	補償業務管理士として登録され、登録証の交付を受けている者
公共用地取得実務経験者	公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用、これに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務に関し7年以上の実務の経験を有する者
土地家屋調査士	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者
司法書士	司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者
その他	建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工、建築施工管理、管工事施工管理、電気工事施工管理又は造園施工管理とするものに合格した者
	一般社団法人海洋調査協会の行う港湾海洋調査士認定試験に合格した者
	電気事業法（昭和39年法律第170号）による第2種電気主任技術者又は第3種電気主任技術者の免状の交付を受けている者
	消防法（昭和23年法律第186号）による甲種消防設備士又は乙種消防設備士の免状の交付を受けている者
	上記の他、測量等業務に関連する免許等を受けている者

- (3) 業種他シート、「3. 資本金、その他」欄については、次により記載すること。
- 「資本金」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額（百円単位は四捨五入）を記載すること（有限会社である場合においては、出資払込金、出資申込証拠金の額）。外資系企業の場合には、外国資本の額を含めて記載すること。
 - 組合の場合は組合の基本財産と組合員の払込資本金に利益剰余金を加えた額の合計額を記載すること。
 - 個人（所得税青色申告決算書により確定申告を行う者）の場合は、確定申告控えにある貸借対照表から、（事業主借+元入金+青色申告特別控除前の所得金額）－事業主で算出した金額を個人事業者における「株主資本」とすること。その他、評価・換算差額等、新株予約権という概念が個人事業者の財務諸表にないため、注意すること。
 - 個人（所得税の確定申告書Bにより確定申告を行う者）の場合は、確定申告書から確認できないため、自己資本額は「0」での申請となること。

- (4) 業種他シート、「5. 登録を受けている事業」欄については、次項表の区分による登録を受けている場合に、それぞれ該当する欄に登録番号及び登録年月日を記入し、これら以外の登録等を受けている場合には余白の欄に必要事項を記載すること。

登録等の名称	内容
測量業者	測量法第55条による登録を受けている場合
建築士事務所	建築士法第23条による登録を受けている場合
建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合
地質調査業者	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合
補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条による登録を受けている場合
不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録を受けている場合
土地家屋調査士	土地家屋調査士法第8条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて記載する。）
計量証明事業者	計量法第107条による登録を受けている場合

6 各シートの作成方法【物品製造・役務の提供等】

- (1) 業務他シート、「5. 入札参加を希望する業種（営業種目）」については、次により記載すること。
 - ・ 「物品の製造」、「物品の販売」、「物品の買受け」、「役務の提供等」の4つのうち、希望する資格の種類を選択（複数選択可）し、それぞれ「資格の種類」の右の欄に「1」を記載すること。
 - ・ 「営業品目」欄のその他については、右の欄に「1」を記載し、業務営業品目をその他の右の欄に記載すること。
- (2) 営業品目については、様式1-2号改めシート、「業種名」、「種目名」欄にも入力すること。
- (3) 様式第2号シート、「受注実績調書」については、区分を「物品」か「役務等」を選択し、区別別にページは分けないこと。

7 添付資料の作成方法

添付資料については、以下の資料を基本とするが、申請先地方公共団体において地域の実情を踏まえて追加又は省略することを可能とすること。

※ 添付資料のうち官公署が行った証明資料については、内容が鮮明である場合に限り、写しによって差し支えないこと。

※ なお、公的機関の証明書については、申請日より3ヶ月前までのものを有効とすること。

- (1) 建設工事に係る添付資料

ア 営業所一覧表（様式第4号シート）

この様式については、申請日現在で作成するが、申請する営業所に対応した「営業区域コード」については、様式の末尾にある記載要領を確認こととすること。

なお、記載欄が不足する場合には、下欄に追加し作成してください。

イ 総合評定値通知書の写し

建設業法施行規則第21条の4に定める別記様式第25号の15による通知書の写しをいう。

雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限ること。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する資料（保険料の領収書等の写し）を併せてPDF等にまとめて、メールで提出すること。

なお、共同企業体の場合は、各構成員の総合評定値通知書の写しを、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の総合評定値通知書の写しそれぞれをPDF等にまとめ、メールで提出すること。

ウ 財務諸表類（2年分）

申請者が自ら作成している直前2年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び利益金処分（損失処理）計算書（個人にあっては、確定申告時に提出する資料）をいうこと。

会社法及び会社計算規則により計算資料を作成する法人にあっては、貸借対照表及び損益計算書をいうこと。PDF等にまとめ、メールで提出すること。

エ 納税証明書

未納税額のないことが分かる税務官公署が発行する証明書であって、申請先地方公共団体が求めるものをいうこと。PDF等にまとめ、メールで提出すること。

オ 委任状【代理人により申請する場合（業種他シート、様式第5号）】

代理人による申請をする場合には、申請者の代表者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出すること。（正本を提出すること。）

なお、委任状の要件は以下のとおり。

（ア） 委任状の日付が申請から3ヶ月以内のものであること

（イ） 委任の範囲が具体的に記載であること（ただし、資格決定通知書の受領の権限を委任することはできない。）

（ウ） 受任者が行政書士の場合は、数式が入っていない余白に登録番号（行政書士証票の番号）を記載すること

（エ） 委任者・受任者の氏名、住所の記載があること

カ その他

添付資料一覧に記載している指定資料を添付すること。

（2）測量・建設コンサルタント等に係る添付資料

ア 営業所一覧表（様式第4号シート）

この様式については、申請日現在で作成するが、申請する営業所に対応した「営業区域コード」については、様式の末尾にある記載要領を確認こととすること。

なお、記載欄が不足する場合には、下欄に追加し作成してください。

イ 登記事項証明書

登記事項証明書とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号に規定する株式会社登記簿等に記録されている事項を証明した書面（同法第10条に規定する書面をいう。）をいい、法人が提出すること。提出する登記事項証明書の種類は、「履歴事項全部証明書」とすること。

また、申請者が外国事業者の場合は、登記事項証明書に代えて、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とすることができる。PDF等にまとめ、メールで提出すること。

ウ 登録証明書等（業務他シート、様式第1－2号）

業務他シート「5. 登録を受けている事業」及び「6. 登録部門及び希望業務」欄に記載した各登録等についての登録官公署が発行する証明書をいうが、登録を希望しない業種に係るものについては提出を要しないこと。証明書等はPDF等にまとめ、メールで提出すること。

エ 財務諸表類（2年分）

申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び利益金処分（損失処理）計算書（個人にあっては、確定申告時に提出する資料）をいうこと。

会社法及び会社計算規則により計算資料を作成する法人にあっては、貸借対照表及び損益計算書をいうこと。PDF等にまとめ、メールで提出すること。

オ 納税証明書

7（1）エによること。

カ 委任状（代理人により申請する場合）

7（1）オによること。

キ その他

添付資料一覧に記載している指定資料を添付すること。

(3) 物品製造・役務の提供等に係る添付資料

ア 営業所一覧表（様式第4号シート）

7 (2) アによること。

イ 登記事項証明書

7 (2) イによること。

ウ 財務諸表類（2年分）

7 (2) エによること。

エ 納税証明書

7 (1) エによること。

オ 委任状（代理人により申請する場合）

7 (1) エによること。

カ 減価償却に関する明細書（リース資産計上時）

物品の製造に係る登録を希望する場合で、申請時の貸借対照表に、「リース資産」の項目を設けている場合、申請時にリース資産を機械装置類等の額として計上することが可能であるところ、計上する場合は、具体的な設備内容を判断するため、機械設備や車両等のそれぞれの資産額が分かる資料又はリース残高が確認できる資料、減価償却に関する明細書等を提出すること。PDF等にまとめ、メールで提出すること。

キ その他

添付資料一覧に記載している指定資料を添付すること。PDF等にまとめ、メールで提出すること。

【別紙1（測量・建設コンサルタント等：業種他シート、様式第1－2号）関係】

契約の種類	業種区分	業務内容
測量等に 関する契約	測量	測量一般、地図の調整、航空測量
	建築関係 建設コンサルタント	建築一般、専門(意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械設備積算、電気設備積算、工事監理(建築、電気、機械)、耐震診断、地区計画及び地域計画、調査)
	地質調査	地質調査
	土木関係 建設コンサルタント	河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、造園、都市計画及び地域計画、地質、土質及び基礎、鋼構造物及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境、建設機械
	補償コンサルタント	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業・特殊補償、事業損失、補償関連、不動産鑑定、登記手続等
	その他の業種	廃棄物、電気電子、交通量調査、環境調査、経済調査、分析・解析、宅地造成、資料等整理、施工監理電気通信設備調査・設計、情報処理システム調査・設計、工事監理(電気通信)、航空・宇宙関連調査・設計等

【別紙2（物品製造等：分類シート関係）】

資格の種類	営業品目		具体的事例
	コード		
物品の製造 (物品の販売も同様) ※コードは2	1	衣服・その他繊維製品類	制服、作業服、礼服、寝具、テント、シート、絨毯、カーペット、タオル等
	1	ゴム・皮革・プラスチック製品類	ゴム、タイヤ、かばん、合成皮革等、FRP製灯塔等
	1	窯業・土石製品類	茶碗、湯呑、皿、ガラス、陶磁器等
	1	非鉄金属・金属製品類	非鉄金属、金属、アルミ、銅、ステンレス、チタン、ニッケル、鋼材、鋼管、ガードレール、パイプ、鉄蓋、鋳鉄、鉛管、ビニール管、ボルト、ナット、ワイヤーロープ、刃物、手工具、ブイ（標体）等
	1	フォーム印刷	フォーム印刷（単票、伝票、連続、複写、ミシン加工、ビジネス帳票等）
	1	その他印刷類	シルクスクリーン、シール、パンフレット、はがき、ハンドブック、オフセット印刷、軽印刷等
	1	図書類	美術、活版、グラビア、雑誌、本、DVD、CD、図書、刊行物、映像ソフト、書籍、新聞等
	1	電子出版物類	電子出版、PDF、電子書籍、CD-ROM、DVD-ROM等
	1	紙・紙加工品類	ポスター、パンフレット、はがき、DM、用紙、再生紙、ハンドブック、製紙、紙製品、紙袋、段ボール等
	1	車両類	自動車、自動二輪、自転車、乗用車、公用車、貨物自動車、消防車、救急車、清掃車、散水車、除雪車、ブルドーザ、フォークリフト、トラクター等
	1	その他輸送・搬送機械器具類	航空機、ヘリコプター、自転車等
	1	船舶類	大型船舶、小型船舶、ヨット、カヌー、船舶用機械、船舶部品、漁業船、調査船、ボート等
	1	燃料類	車両燃料、ガソリン、重油、軽油、灯油、ガス、電気、薪、炭等
	1	家具・什器類	什器、木製家具、鋼製家具、建具、事務机、椅子、箪笥等

	1	一般・産業用機器類	印刷機、製本機、ポイラー、エンジン、旋盤、溶接、集塵、クレーン、印刷事業用機械器具等
	1	電気・通信用機器類	家電機器、照明器具、通信機器、音響機器、配電盤、交通管制機器、レーダー、交換機、伝送装置、通信ケーブル、無線機、蓄電池、発電機、遠方監視装置、レーダー雨量装置、短波、長波、携帯電話、P H S 等
	1	電子計算機類	パソコン、電卓、計算機、サーバ、ハードディスク、メモリ、光学ドライブ、汎用ソフトウェア等
	1	精密機器類	X線、計量機器、測定機器、試験分析機器、理化学機器、気象観測機器、質量測定機器、光学機器等
	1	医療用機器類	医療機器、理化学機器、計測機器、測量機器、M R I 、A E D 、介護機器、福祉機器医療用ベッド等
	1	事務用機器類	細断機、複写機、穿孔機等
	1	その他の機器類	厨房器具、消防器具、消防装置、防災器具、自動車検査用機械器具、林業用物品等
	1	医薬品・医療用品類	薬、医薬品、医療用消耗品、X線フィルム、検査試薬、医療用ガス、ワクチン、治療薬等
	1	事務用品類	事務用品、文具等
	1	土木・建設・建築材料	セメント、生コン、アスファルト、木材、石材、砂利、ヒューム管、道路標識、カーブミラー、建築金物、スノーポール等
	1	警察用装備品類	制服、衛服、警報装置、警棒、手錠、警察手帳、銃器関係類、火薬、火工品、硬鉛、その他装備用品
	1	その他	運動用具、雑貨、動物、肥料、飼料、農薬、食料品、その他
物品の買受け	4	立木竹	
	4	その他	鉄屑回収、古紙回収、車両等買い取り等

【別紙3（役務の提供等：分類シート関係）】

資格の種類	営業品目		具体的事例
	コード		
役務の提供等	3	広告・宣伝	広告、宣伝、番組制作、映画、ビデオ、広報、イベント企画等
	3	写真・製図	写真撮影、製図、設計、図面、製本等
	3	調査・研究	調査、研究、計量、計測、証明、統計、市場、交通、シンクタンク、文化財調査、検査、測量等
	3	情報処理	情報処理、入力、データ作成、バックアップ、システム保守、ソフトウェア保守、統計、集計、データエントリー、媒体変換等
	3	翻訳・通訳・速記	翻訳、通訳、速記、筆耕等
	3	ソフトウェア開発	プログラム作成、システム開発、WEBシステム構築、ネットワーク、オペレーション等
	3	会場等の借り上げ	会議施設借り上げ、会場、イベント、設営等
	3	賃貸借	事務、パソコン、機器、自動車、植物、動物、情報機器、医療機器、イベント用品、建物、寝具、植木、物品等
	3	建物管理等各種保守管理	管理、建物保守、監視、清掃、造園、警備、廃棄物処理、害虫駆除、機器保守、電話交換等
	3	運送	タクシー、ハイヤー、荷造り、運送、倉庫、旅行等
	3	車両整備	自動車、車両、航空機、ヘリコプター等の整備
	3	船舶整備	船舶の整備
	3	電子出版	電子出版、CD-ROM、DVD-ROM製作等
	3	その他	医事業務、検体検査、フィルムバッヂ測定等の各種業務委託、登記関連業務、その他

【別紙4（他業種シート関係）】※本社シート、委託先シートを入力すれば自動的に入力

コード	営業区域
01	佐井村内
02	下北郡内
03	青森県内
04	東北圏域
05	全国
06	その他